

岩倉市地域公共交通会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条第 2 項に規定する一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うための岩倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、交通会議を置く。

(所掌事務)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の登録等の申請がある場合等における運送の必要性及び自家用有償旅客運送者が旅客から収受する対価に関すること。
- (3) その他地域の公共交通に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 交通会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (5) 市内で現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 愛知県知事が指名する者

- (8) 愛知県道路管理者又はその指名する者
- (9) 愛知県江南警察署長又はその指名する者
- (10) 市民又は利用者の代表者
- (11) 市長又はその指名する市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 交通会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、原則として全会一致をもって決する。ただし、全会一致が成立しない場合において会長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に置かれている交通会議はこの条例の規定に基づき置かれたものとみなし、現に委嘱されている交通会議の委員はこの条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 26 日条例第 24 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 26 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。